

第6回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年7月30日(月)
会 場 KKRホテル熊本 2階 城彩

開会時間 午後 2時30分
終了時間 午後 4時50分

○ 出席委員等 (23名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	岩 崎 紀 子	下 田 尚 隆	永 島 賢 治		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久		
	西 村 榮 記	松 見 辰 彦	井 川 正 明		

○ 欠席委員等 (1名)

森 川 治 雄

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
喜 佐 田 充 伸		

第6回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年7月30日（月）午後2時30分

～

場 所：KKRホテル熊本 2階 城彩

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの報告

〔協 議〕

(1) 前回提案

協議第19号 町名・字名の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて（その1）（その2）

協議第23号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第24号 電算システムの取扱いについて

協議第29号 窓口業務の取扱いについて

協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その3）

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その2-1）（その3）

協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その3）

協議第37号 都市計画の取扱いについて（その1）

協議第38号 下水道事業の取扱いについて

協議第39号 上水道事業の取扱いについて

協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その3）

協議第42号 その他の事業の取扱いについて（その2）

(2) 今回提案

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第27号 消防防災の取扱いについて（その2）

協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その3）

協議第32号 清掃事業の取扱いについて（その1）

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その4）

協議第37号 都市計画の取扱いについて（その2）

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて

協議第18号 補助金・交付金等の取扱いについて

〔その他〕

4 閉 会

午後2時30分開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第6回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に1枚紙で「第6回熊本市・富合町合併協議会次第」その下に「出席者名簿」その裏に「座席表」がございます。それと綴じてあります「第6回熊本市・富合町合併協議会」の冊子がございます。以上3種類の資料を配布しております。資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。

それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。まず最初に本協議会会長であります幸山熊本市長が御挨拶を申し上げます。

開会挨拶

幸山 政史 熊本市長

みなさんこんにちは。第6回目を数えることになりました熊本市・富合町合併協議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にかかわりませず、またお暑い中にもかかわりませず、御出席をいただきましたことにまず厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

また、ただ今申し上げましたように6回目を数えるようになりますが、委員の皆様方におかれましてはそれぞれのお立場から熱心に御議論をいただきまして、そしてよき合併に向けましての様々な形で、御協力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼を申し上げます

大変暑い日が続いておりますけれども、少し前まではなかなか梅雨が明けないと。特に梅雨の終盤には集中豪雨がございましたり、また台風が九州を襲いましたりと自然災害が猛威を振るった時期がございました。近くでは美里町さんが大きな被害を受けたわけがございますけれども、改めまして様々な形での連携の必要性というものを感じておるわけがございますが、こういう自然災害に対する防災の観点においての連携の重要性を改めて感じたところでございます。今後、熊本市・富合町さん様々な形で連携を深めていき合併に向けた取り組みを着実に進めさせていただきたいというふうに思っておりますが、それぞれの都市の力をさらに高めるようなものに繋がることができればというふうに感じておるところでございます。

また、話は変わりますが8月に入りますけれども、いろんな意味でお祭りのシーズンでもございます。法定協に入ります前に任意の協議会がございましたが、その中でですね、福原委員さんの方から川尻それから富合、地理的にも近いということで、以前から

の繋がりも深いと。祭りにもお互い行き来を是非したらどうかという御提案をいただいたところでございまして、確か昨年そういう形でお互い交流を深めていただいたというふうなものがございますし、また8月に入りますと私どもの方でも火の国まつりがございますとか、お城祭り、又富合町さんの方でも今週末でございますかね、お祭りもあるということを伺っております、私も是非出席をさせていただきたいと思っておりますところでございますが、様々な形でですね協議会で協議をすることと同時に実態的な交流とございますか、更に深まっていくことを期待しているものでもございます。

本日、この協議会の中におきましても前回提案させていただきました項目に加えまして、新たに8項目提案をさせていただくということになっております。毎回ではございますけれども、説明の内容かなりの量になってまいりますけれども、できる限り丁寧な説明に心がけたいと考えておりますけれども、どうぞ委員の皆様方の積極的な意見をいただきますようにどうぞよろしくお願い申し上げます次第でございます。最後に改めまして大変お忙しい中に御出席をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げます、冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いいたします。

会長

規約に従いまして会長が議長を行うとのことですので、ここからは私が議事進行を務めさせていただきますので、どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日の委員22名御出席いただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをここに御報告申し上げます。

次に会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名は議長が行うこととなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

本日は、熊本市から原田委員、富合町から岩永委員にお願いしたいと思います。どうぞ、お二方よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、御手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。

最初に報告でございます。この報告につきましては、議員専門部会からの報告でございます。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

合併協議会事務局長の豊永でございます。よろしく申し上げます。お手元の資料の3頁をご覧くださいと思います。合併協議会の会長宛に議員専門部会の部会長から7月20日付けで経過の結果報告がっております。具体的な内容は4頁をお願いいたします。7月20日午前10時から11時まで富合町において会議が開催されました。議員専門部会のメンバーは熊本市から10名、富合町から10名ということで20名でございます。熊本市のメンバーはこの会議が終わった後、新幹線の車両基地、それから六殿宮の見学をさせていただいたというようなことございまして、そういうふうな会議が7月20日に行われたということでございます。審議の状況でございます。2つ提案及び承認がございました。承認の提案でございまして、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」、ここでは(1)となっております。農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する2つの農業委員会を置くということでございました。これは後ほどですね、提案をさせていただきたいと思いますが、挙手多数により承認されたのですが、7月25日に富合町農業委員会総会が開催されるということでございました。その場で再確認、農業委員の方々に再確認をした場合に、この法定協議会に提出していいということでございまして条件付の承認ということでございました。従いまして、本日提案をさせていただいたと。再確認がされましたので提案をさせていただいたということでございます。

それから、(2)協議第6号、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」ということございまして、後ほど御説明申し上げますが、編入合併の場合に5つの議員の身分の取扱いがあるということですね、1から5まで提案させていただいたということでございます。そういうことで2つ議員専門議会から報告があったということでございます。

この2番目の議員の身分につきましては、次回以降の承認項目といたしまして、それまでに各委員が検討を行うということとされております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明のありました議員専門部会からの報告につきまして、何か御質問等ございますならお願いいたします。

特に報告事項について何かございませんでしょうか。ありませんでしょうか。

(無しとの意思表示有り)

会長

それでは、御質疑ないようでございますので報告事項につきましては終わらせていた

だいきたいと存じます。

次に協議に入らせていただきます。協議につきましては、これまでと同様でございますが、前回提案分をお諮りいたしたいと思っております。前回提案の協議第19号から協議第42号までの13協議項目につきましては、前回御説明を行っておりますので今回承認の是非をお諮りをいたします。

それでは、前回提案の協議第19号「町名・字名の取扱いについて」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

9頁をお願いいたします。協議第19号「町名・字名の取扱い」でございます。まず、熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。2番目でございます。富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から大字の文字を削除するということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第19号につきまして御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。それでは御質疑等ないようでございますので原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第19号につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その1)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

19頁をお願いいたします。協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その1)」でございます。前回からの継続ということでございます。まず1番目でございます。国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。2、国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合するということになっておりましたが、前回御意見が出まして継続ということになったわけでございますので、担当課の方から前回の御意見につきましての説明をさせていただきます。

事務局

熊本市の国民健康保険課でございます。前回、協議会におきまして富合町の保険税を熊本市の保険料に統一するということにつきまして、御意見をいただいたところでございます。このことにつきましては、保険制度は加入者がそれぞれ保険料を負担して制度を維持するものでありますが、国民健康保険は医療に関する社会保険制度でありますし、特別会計の中で負担と給付の関係を明確にするという意味からも、保険料が本来の形であると考えます。国民健康保険法においても本則は保険料でございます。熊本市においては、昭和50年に、保険税方式から保険料方式に変更した経緯もありますので、熊本市が現在採用しております料方式に統一させていただきたいと考えております。尚、料方式に変更すると収納率が下がるというものではございませんので、料方式でも高い収納率が確保できるように努力してまいりたいと考えます。以上でございます。

会長

ただ今、補足説明も含めまして協議第21号につきまして説明があったところでございますが、何か御質問・御意見等がありますならお願いいたします。

上村委員さんお願いいたします。

上村委員

熊本市議会議員の上村でございます。先般、この徴収方式について御意見を申し上げましたけれども、それは1つには非常に熊本市の収納率が約85%、累積赤字が約65億円という膨大な数字になっております。したがって一昨年から10年計画で国保の財政再建計画のもとに、今、財政再建に向けての取り組みが行われているわけで、3年に1回見直しをするというようなことで進めているわけでございます。従って3年毎の見直しということになると、今までの経緯からすると料率の改定が必然的になされることは、見通しとしては間違いないというような思いを持っておるわけでございます。そういうようなことになりましたと、また料率が改定されると、更に収納率にも影響する。この繰り返しが予想されるわけでございます。

それと富合町さんが90数%の収納率ということをお伺いしましたけれども、こちらの収納率の方にもですね、本市の今までの状態からすると、影響するのではないかと。言うことになれば、収納率がですね、富合町さんの方で落ち込むことも懸念されますので、料方式から税方式に変更したからといって、改善されるしろものではないことは理解しながらも、料から税に変更することによって、被保険者も少しは精神的に収納の義務に対する理解が示されるのではないかと、ほのかな期待をしながら前回発言をしました。

もう一つは富合町さんの方で、合併に関わる住民アンケートを取られておりましたけ

れども、その中で一番心配されているのが、公共料金の値上げがですね、非常に1つの住民の皆さんの心配をされている面が現れていたようでございます。従ってそういうようなことを考えるとですね、よほど今後収納率アップに対しての取り組みを強化をしてもらわないといろんな面においてですね、影響してくるというようなことでもあります。

今、頑張るからというような意思表示がありましたので、改めて収納率アップに対する決意といいますか、取り組みに対する今後の手法を含めて再答弁をお願いしたいと思います。

会長

よろしいですか。再度収納率アップの取り組みを、ということではありますが。

事務局

熊本市の国民健康保険課でございます。今、委員がおっしゃいましたとおり、熊本市におきましては健全化10ヵ年に基づきまして、収納率向上対策その他対策を取って努力しているところでございます。合併の暁におきましても、今、御紹介のように富合町が熊本市よりもかなり収納率が高こうございますので、この高い収納率が維持できるよう具体的な対策をお互い協力し合って連携し合って、とってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

会長

収納率の低下はですね、例えば、先ほど懸念がありました保険料の3年ごとの見直しの中で、さらにその幅にも繋がってくることはございますので、しっかりと収納対策に留まることなく、先ほど御紹介ございました国保会計の健全化計画を策定いたしましたけれども、しっかりと進めていく。医療制度改革がございますけれども、それについての見直しはですね、させていただきますけれども、しっかりと取り組んでまいりますこと、できるだけその引き上げ幅を少なくするような努力、これは、全庁的に取り組んでいかなければならないことだと思っておりますので、僭越ではございますが私の方からも述べさせていただきました。

ようございますでしょうか。

上村委員

了承の意思表示有り。

会長

ありがとうございます。どうぞ、他にございますならお願いいたします。
岩永委員さん。

岩永委員

今、上村委員さんの方から収納率のことでお聞きされましたが、富合町はですね以前から納税組合という制度を使って、それを利用してやっております。具体的に申し上げますと私の地区においてもですね、4の納税組合というものがございまして、納税組合長がおります。毎月1回ですね、町内については納税組合長さんがお世話をしておられます。いろいろ富合にもですね、納税組合自体についても思案もありました。強制的ではないどうのこうのですね。しかしですね納税だけではなくてですね、地区地区の、人と人との、こういう組合を作ってやっておるということで、おそらく徴収率もよいものだと思いますので、やはり富合もこの制度を残していただいて、徴収の方も案外スムーズにいくのではないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。どうぞ、これに関して何か御意見等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

ただ今、上村委員さん、岩永委員さんから御発言がありましたけれども、国民健康保険料の収納についてでございますが、今後も努力を重ねてまいりまして収納率アップに努めていくということを確認をいたしまして、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その1)」につきまして原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして、協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

お手元の資料23頁をお願いします。協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その2)」でございます。療養給付支払等基金、富合町が持っておられますが、取扱いについては合併特例区設置期間に、富合町独自でやっておられますふるさと総合健診、腹部超音波健診等の保健事業の経費に充てるものとするというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明いただきました協議第21号につきまして御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その2)」につきましても原案のとおり承認というふうにさせていただきます。

続きまして、協議第23号「行政連絡機構の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

27頁をお願いいたします。協議第23号「行政連絡機構の取扱いについて」ということでございます。行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合するということございまして、その期間は行政連絡機構をそのまま存続するということでございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました、協議第23号につきまして御意見・御質問等ございますらお願いいたします。

上村委員さんお願いいたします。

上村委員

特例区そのものについては異議はございません。十分理解をしております。それで人事面における関係ですけれども、この5年間の期間の間、人事面に対しては市町との交流があるのか、それとも、人事の交流はないということに理解していいのでしょうか。

会長

人事の交流でしょうか。熊本市と富合町さんとの人事の交流があっているかどうか。事務局からいいですか。

事務局

まず、富合町の今の事務局が総合支所になるということがまず1つでございます。それと、特例区。

総合支所になるということで、市の出先機関になるということでございます。それと同時に法人格を持った特例区というのが設けられると。ただ、特例区は職員を採用する

ことができませんで、特例区の職員というのは総合支所の職員の併任ということになります。

そういう意味では総合支所の職員というのは、当然合併後熊本市の職員ということになりますので、当然人事異動があったりとか、そういうこともあるだろうということは考えられます。交流もあるだろうというふうに思われます。

会長

ようございますでしょうか。

上村委員

了承の意思表示有り。

会長

どうぞ、他に何かございますならお願いいたします。他特にございませんでしょいか。ないようでございますなら、協議第23号につきまして、原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第23号「行政連絡機構の取扱いについて」も原案のとおり承認というふうに取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第24号「電算システムの取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

33頁をお願いいたします。協議第24号「電算システムの取扱いについて」でございます。電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合するものとするということございまして、次の35頁から49頁まで具体的には様々な電算システムがございしますが、こういうものを例示しておりますが、熊本市のシステムに統合するという調整内容でございます。よろしくお願ひします。

会長

前回、説明させていただいておりますので簡単に説明をさせていただいておるところでございますが、協議第24号「電算システムの取扱いについて」何か御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

原田委員さんお願いいたします。

原田委員

すみません。この前お休みしてたので、ちょっとお伺いしたいのですが、1つはファミリーサポートというシステムがありますが、こういうのは富合町さんにもこれから作るという意味になっているのか、それと、電子入札システムというのがありますよね、これはこれから行政としては、やっていかななくてはいけないものと思うんですが、この5年の間にこのシステムにしますということですか。それとも富合町もそういうのを今から検討されていくのかしらと思い、ちょっとお伺いしたいと思います。

会長

ファミリーサポートと、それから電子入札について事務局から説明いいですか。

事務局

専門的な話でございますので、電算の方から御説明をさせていただきます。

事務局（熊本市 情報政策室）

情報政策室の松岡でございます。まず、ファミリーサポートのシステムについてお答えいたします。ファミリーサポートシステムは熊本市では、個別のシステムを入れて稼動しております。富合町の方ではまだ、そのシステムの制度がないようでございますので、熊本市との合併の暁には熊本市の全体のシステムとしてこれが動いていくものと考えております。

それから、電子入札につきましては、個別システムでございまして、これは契約検査室で、稼動しているわけでございますので、これにつきましても合併後はおのずと同じようなシステムになろうかと思っておりますが、契約検査室の方で個別に検討しているという状況だと伺っております。以上でございます。

原田委員

ファミリーサポートは電算の前にまず、ファミリーサポートができないとシステムが動かないと思うので、ここにシステムがいっぱい並んでますが、まずそちらの体制作りが先かなと思うんですがいかがですか。

会長

このファミリーサポートの事業については、統合といいますか同様に富合町さんでも、やっていただくということで、これはどちらで答えられますか。

はい、どうぞ。

事務局（熊本市 情報政策室）

ファミリーサポートの事業は現在、総合女性センターの方でやっている事業でございます。これにつきましては、会員を募集し協力会員・依頼会員等を募集するという形で動いてまいりますので、おのずと富合町の方々を含めた制度になるのだというふうに考えておりますので、それにつきましては熊本市の制度の中に一緒に含まれるというふうになるものと考えております。

会長

ようございますでしょうか。原田委員さん。

原田委員

システムが先よりも、ハードよりもソフトの方が先かなと思いますので、ソフトの進行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

システム関係と事業とは同時並行的に進めていきたいというふうに思っております。それでようございますですかね。何か付け加えありますか。いいですか。他にございませならお願ひします。ありませんでしょうか。それでは、協議第24号につきまして原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第24号「電算システムの取扱いについて」につきまして原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第29号「窓口業務の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願ひいたします。

事務局

51頁をお願ひします。協議第29号「窓口業務の取扱いについて」ということでございます。1、窓口業務のうち勤務時間外の対応の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。それから時間外及び、土曜日、日曜日、祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とするということでございます。2番目は窓口業務のうち下記の事業の印鑑登録事務、住民基本台帳カード交付事務でございますが、

合併時に熊本市の例により統合するということですが、現在富合町で発行しておられる分につきましては、合併後も有効という調整方針でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ただ今説明がありました協議第29号について御質問・御意見等ございますならお問い合わせいたします。

上村委員さんお問い合わせいたします。

上村委員

1番目の時間外ですね、土日とか祝日とか戸籍届けの対応については本庁のみが受付ととなっておりますけれども、そうした場合、富合町さんの方はこれでよろしいんですかね。利便性の面から見て。

会長

事務局の方で調整した富合町さんと本市との間で調整してまいりました結果を、この協議会の方でお諮りしているということですが、事務局からお問い合わせいたします。

事務局

これはですね、年間30件時間外といいますか、こういう時間帯に届出があるということでありまして、そのうち20件が死亡届ということで業者さんがなさるということで、これは富合町の役場もしくは、熊本市どちらでもお出でになるということでございます。残り10件は、婚姻の届けということで婚姻の方は多少不便になるかなというようなこととなりますが、一応事務方といたしましては、これでいいというふうな調整方針となっております。以上でございます。

会長

ということでございます。どうぞ、他の委員さんからございますならお問い合わせいたします。特にございませんでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、協議第29号につきまして原案のとおり承認ということではようございませうでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第29号「窓口業務の取扱いについて」につきましても

原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

57頁をお願いいたします。協議第30号でございます。下の方をご覧いただきたいと思っております。乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行どおり存続する。これは、雁回館で集団検診が行われておりますのでそのまま継続するというところでございます。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合するというところでございます。2番目に組織育成、富合町は母子保健推進員制度というものがございまして、合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において検討するというところでございます。それから、富合町の独自の事業といたしまして5歳児相談というものを行っております。これにつきましては現行どおり存続するというところでございます。それから集団予防接種につきましては、現在、雁回館で行われております。当分の間現行どおり存続するというところでございます。先ほども出てまいりましたが、下記の事業につきましては、合併特例区の事業として実施するというので、ふるさと総合健診、腹部超音波健診、健康まつりと、これは特例区の事業として実施するというところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第30号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いいたします。

松永委員さんをお願いいたします。

松永委員

松永ですけれども、当分の間というのが、必ず特例区を設けて5年間という形が出てくるんですけれども、その後はどうなるんですか。というのが、私達の協議する上で疑問点というか出てくるんですけれども、具体的な形というのは熊本市の例によるということになるんですが、特に健診はうちあたりでは雁回館であっているのが当分の間継続されても、その後どうなるのかなということでお聞きしたいと思っております。

事務局

当分の間と何年間かと、分けたやつがございます。何年間かと書いたものより、当分の間と書いたものが若干長いんだと思っておりますが、その間といいますかやはり利便性といいますか、富合町の方々の便利というものを前提としながら、他の対応策があるのかどうなのか、そういうことが整った段階でですね、変えていくなら変えていく。そ

うでなければ雁回館での健診を続けるということになるんだということで理解しております。

会長

ようございますか。

どうぞ、他にございますならお願いいたします。ようございますでしょうか。

協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて（その3）」につきまして原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第30号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その2-1）」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

67頁をお願いいたします。協議第34号は前回継続となったものでございます。これは農区長制度でございまして、現在富合町にございません。本田委員から中身をよく理解してから承認したいということでございましたので、今回に継続されたということでございます。農区長制度につきましては、新市の制度として継続するということの調整方針で提案させていただきました。よろしく申し上げます。

会長

ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等ありますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。本田委員さんようございますか。

それでは、協議第34号につきまして、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

それでは、協議第34号につきましても原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その3）」につき

まして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

71頁をお願いいたします。その3でございます。1番目、土地改良事業等補助金につきましては、熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助は、現在富合町が行っておりますが、平成25年度まで現状のままとする。存続するということでございます。それから2番目、産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施するというところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その3）」につきまして、御質問・御意見等ございますならをお願いいたします。

本田委員さんをお願いいたします。

本田委員

本田でございます。調整内容の中で平成25年度までは現状のままということになっておりますけれども、平成26年度以降の対応について御説明をお願いしたいと思いますけれども。

会長

事務局のほうからようございますでしょうか。

事務局（熊本市 耕地課）

耕地課でございます。土地改良区の運営補助につきましては、現在私どもの方にも、土地改良区が21ございます。それと、任意の水利組合、用水の水利組合とありますけれども、現在運営補助は一切やっておりません。事業費の補助としては、やっているんですけれども、ですから25年度までですけれども、それ以降につきましては現在の熊本市同様ということでですね御理解いただきたいとお願いいたします。

会長

ということでございますが。どうぞ、本田委員さん。

本田委員

運営費補助というのは、熊本市にないというのは十分知っております。ただ、なぜ町の方が、こういうふうな運営補助をやっているのか、成り行きというのを知ってもらいたいですね。それと同時に年間約600万程、町の方が補助しておりましたけれども、

無くなりますと10aあたりに1,000円、1haあたりに10,000円の農家の負担になるわけです。25年まではいいですけども、農家が25年で辞めればいいですけども農業というのはそういうわけにはいきませんので、それから先の負担というのが、年々年々積み重なってくるのではないかという気持ちを持っております。農業は厳しい中で負担だけが増えてくるということになりますと、農家の皆さんに合併において、負担が増えるということは私達、運営委員の中でもですね、危惧するところがあるわけですね。そこをなんとか削減するような方向で、もう少し緑川南部土地改良区等との話を煮詰めていただいて、少しでも農家の負担が減るような感じで対策を練ってもらえないだろうかとお願ひしたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

会長

事務局の方から、いかがでございましょうか。

事務局 熊本市耕地課

耕地課でございます。21ある土地改良区の中でポンプで用水をまかなってる土地改良区も多くございます。この中でもですね、電気代とか人件費ですね、それにつきましても、経常賦課金の中でですね、反当り3,500円、3,000円前後でですね、それぞれ受益者の方から徴収されて、運営されてやられております。今、お話にあったことにつきましては、緑川の土地改良区さんとも、私どもで直接お話をお伺ひしまして、検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長

ようございますでしょうか。

岩永委員さんお願ひいたします。

岩永委員

岩永でございます。今に関連してですね、富合町の実情を言うと、田んぼには90%ぐらいポンプアップになっているわけです。南部土地改良組合からですね、ポンプの管理人さん電気代、今まで払ってきとるわけですね、町は町で予算が厳しいところがあるわけですね。そういうものも徐々に減ってはいきますけれどもですね。やはり、これは基盤整備した時点から、慣例としてポンプアップしなければ田が植えられんわけですね。自然用水ということはありませんから。26年からとなりますと、今説明がありましたけれども、もろに農家の人たちが被ってくると思ひます。農家の人たちも今、減反、そして米価の問題で苦しんでおりますけんね、そこらへんを協議の中で配慮していただきたいと思ひます。以上でございます。

会長

再度、御要望ということでようございますでしょうか。どうぞ、他にございますなら
お願いいたします。

ただ今、本田委員さん、岩永委員さんから御意見・御要望等が出てきていると思いま
すので、この項目につきましては再度協議を改めて事務局の方で深めさせていただく
ということで、継続という取扱いでようございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、継続ということで取り扱わせていただきます。

協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その3)」につきまして、事
務局からの説明をお願いいたします。

事務局

77頁、協議第35号でございます。商工・観光関係事業の中で、ふるさと祭り事業
補助金については、合併特例区の事業として実施するというところでございまして、今後
も継続をして実施をしていくということでございます。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第35号につきまして御質問・御意見等ございますな
らお願いいたします。

特にありませんでしょうか。ないようでしたら協議第35号につきましては
原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。原案のとおり承認というふうに取り扱わせていただきます。

続きまして協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」につきまして、事
務局の説明をお願いいたします。

事務局

81頁でございます。協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」でござ
います。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐと
いうことで、現在の宇土都市計画区域が合併後も富合町は宇土都市計画区域に残るとい

う内容でございます。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第37号「都市計画の取扱いについて（その1）」につきまして、何か御意見・御質問等ありますならお願いします。

松永委員さん。

松永委員

松永でございます。前回、審議した中で一番富合町において重点的な問題になりますのでこの協議の結果やはり、住民の方に説明できるまでは、継続審議ですと行いたいということで申したと思います。その後熊本市の都市計画課の方から、私の富合町の方に出向いていただきまして、2回ほど説明していただいたんですが、しかしながら協議第37号のですね、新市にそのまま引き継ぐということで、何べんも言いますが政令指定都市にならないならば宇土都市計画に入っても、何ら問題はないと思います。しかしながら、政令指定都市になった場合には、都市計画法で区域区分が懸念されると。そこで、我が富合町は国において、2例目において熊本都市圏の離脱をしたという例があります。ようするに家が建てられないとか、そういった非常に厳しい網被りがありましたもんで、そこを除外する宇城広域連合で、それを熊本都市圏離脱という形の中でやったと。この問題に関して私達富合町以外の合併特別委員会全員です話し、協議をしている中で、やはりこの問題に関しては、農業委員さん達の区域区分であったときに、市街化調整区域、市街化区域といった区域区分があった中で、熊本市の方の政令指定都市になったときには、我々は権限といいますか、権限が熊本市の方になされるんだろうなというふうな形で安易な把握をしておったんですが、県の方にでもお尋ねいたしましたところ、区域区分に関してはもちろん県がやると。しかしながら、開発許可とかそういった形の中では緩和される部分もあると。そういった協議の中で、私達の住民の中で説明できる市街化調整区域になったときにはどうなるんだと。市街化区域になったときは税金が上がって、富合町の中では、どの辺りが市街化調整区域、市街化区域という形になっていくんだろうかと。その辺を熊本市さんにですね、私達も勉強しながら投げかけて、そういった中身のある程度把握した中で、その全てに関して回答はできないと思いますが、政令指定都市というのが非常に我々もそういった形の中で興味のある中で、非常に政令指定都市で区域区分というのが懸念されるということが一番の問題であります。その件について2回ほど、都市計画担当課の方が来ていただいたんですが、まだその分に関して内容が十二分に把握されていないと。今、私達の富合町の合併特別委員会の方でも勉強会をやって、今担当課と話してどういった都市計画をやっていくのか、そういったプランを立てながら、その辺を把握しながら住民の方にある程度説明ができるといった形の中で都市計画の問題に関して協議を終了するといった方向でお願いを

したいと思っております。

会長

ただ今、松永委員さんから御発言があったところでございますが、他の委員さんから何かありますか。

岩永委員さんお願いします。

岩永委員

今、富合町はこれに非常に興味を持っていることは事実です。3年前ですか。宇土市都市圏になってですね、ある程度調整区域も緩和されて家も建てられる状態となってきました。しかし、やっぱり町民の間にはですね、また、市街化調整区域に戻るのではないかと、事実を知らんからですね、風潮によって非常に不安がっている人がおり、いろいろ議論があります。ですから今、松永委員が言われたようにですね、1日も早くこういう計画についてですね、はっきりしたビジョンを出していただいて、住民の方に説明するならばいいかと思えます。以上です。

会長

松永委員さん、岩永委員さんの方からですね、この件についてはもう少し協議を重ねていくというか、必要性があるのではないかという御発言があったところでございますが、もし、他の委員さんの御了解がいただけますなら、この件につきましても、先ほどの件と同様もう暫く継続審議とさせていただきますが、ようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」につきましては、継続審議ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第38号「下水道事業の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

85頁をお願いします。協議第38号でございます。富合町の下水道事業については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。富合町は現在18年度で30.4%ということでございます。熊本市が84%ということでございます。これは熊本市の方がずっと進捗しておりますが、最終年度を合わせるように計画的に推進するという調整内容でございます。それから2番目、

下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合するというところでございます。現在の段階でいきますと、10m³で、1,575円が990円になるという話でございます。それから受益者負担金については、現在同じでございます。合併時に熊本市の例により統合するというところでございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第38号「下水道事業の取扱いについて」でございますが、御意見・御質問等あればお願いいたします。特にありませんでしょうか。ないようでありますなら、原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、協議第38号「下水道事業の取扱いについて」につきまして原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第39号「上水道事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

93頁をお願いいたします。協議第39号でございます。地区営水道、簡易水道でございますが、現在、富合町は簡易水道、地区営水道でございます。合併までに未整備地区も含め、町営化を図る。合併時に新市に引き継ぐ。合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐというのが、1つの調整方針でございます。それから上水道事業化については、合併後直後、速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。3番目、簡易水道組織、現在地区営の簡易水道組織の補助金については町営化するため現行制度は廃止するというところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第39号につきまして御意見・御質問等ありますならお願いいたします。

内藤委員さんお願いいたします。

内藤委員

内藤でございます。ちょっと確認なんですけれども、今日、当町で午前中ありました会議に所用で欠席しておりまして、ちょっと確認なんですけれども、この町営化につい

てほとんどの地域に合意ができているのかどうなのか、そのところお願いいたします。

会長

この件については、富合町さんの方からようございますか。

事務局

町民課でございます。17ある水道組合を町営化に向けて組合の役員さん方に説明をしてもらっております。今日で最後になりますけれども、ほとんどの地域で町営化については、理解を示されています。

会長

内藤委員さんお願いします。

内藤委員

わかりました。それからですね、簡易水道について合併までに未整備のところと書いてありますけれども、私の地元に11軒未整備のところがございます。これは、合併までにと書いてございますが、合併問わず町営化になったら水道を完備していただけるんですよ。

会長

事務局からようございますか。

事務局

町民課でございます。町営化になればですね、全て町の設備になりますので未整備地区については早急に整備をしたいと。合併が早いのか、町営化が早いのか、今の段階ではわかりませんので、もし合併になれば、今の協議の中では新市の方で早急に整備を進めるということで協議をしております。ちょっと水道局の方と変わります。

事務局

水道局経営企画課でございます。未整備地区につきましては、至急対応すべき課題かと考えております。従いまして、現地調査を行わせていただきまして、早急に優先させて整備させていただくことになるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

会長

どうぞ。

内藤委員

ありがとうございます。本当にですね、長年飲み水が飲めない状態で苦慮されておりますので、速やかに早急をお願いします。一応要望でございます。ありがとうございます。

会長

どうぞ、他にございますならお願いいたします。

岩永委員さん。

岩永委員

岩永でございます。今、簡易水道の件でありましたけれども、やはり古いところはですね昭和53年頃からこの簡易水道で利用しております。パイプなんかもですね、非常に老朽化をして故障等が非常に多ございます。今、課長の方からも言われましたように、やはり説明会をされる中では、17組合が統合して一本になって熊本市に行って、熊本市の水道局からいろいろ配慮を願うということで、だいたいまとまってくると思いますけれども。なんせ、パイプの太さも違うしですね、消火栓の能力がございません。簡易水道でございますのでなんか火災があった場合ですね、1箇所か2箇所使うと他の消火栓は圧力が減ってしまうような状態です。もう一つはですね、その内幾つかの組合は水の検査をしても立派な水が出てきて検査には通りますけれども、だんだん水質が悪くなってきているのは事実だと思います。そういうところも実際調べていただいて、一日も早く対応をお願いしたいと思います。以上です。

会長

再度お願いします。

事務局

水道局経営企画課でございます。現在、簡易水道の状況がどういう状態なのか調べていただいていると聞いております。そういう状況を踏まえまして、今後どういうふうに整備していったらよろしいか考えながら、早急に対応してまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

会長

他にございますなら、お願いいたします。ようございますでしょうか。

それでは、協議第39号「上水道事業の取扱いについて」原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして協議第40号「教育関係事業の取扱いについて(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

99頁100頁に渡っております。まず、1番各種大会等でございますが、合併特例区の事業として継続するという事で駅伝大会、体育祭ということでございます。2番目、下記の事業は各種体育施設、公民館の運営状況、公民館使用料につきましては、合併特例区の管理施設として継続するという事でございます。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いをするという内容でございます。3番目でございます。公民館学級、成人式を合併特例区の事業として継続するという事でございます。その後は熊本市の例により統合するという事でございます。それから、図書館の施設管理運営でございますが、合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合するという事でございます。それから、図書管理でございますが、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合するものでございます。同時に統合するものでございます。それから図書館のサービスも合併時に熊本市の例により統合するという事でございます。それから、管理団体でございます。体育協会におきまして、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例によるというもので、それから文化協会も同じでございます。それから下記の事業、運動施設の予約案内システムでございます。9番でございます。合併時に熊本市の例により統合するというものでございます。予約受付開始日を富合地域の運動施設に限り、5年間の先行予約を認めるという事でございます。熊本市の方から殺到したらなかなか地元の方が使えなくなるというようなことでございます。次に10番でございます。下記の事業は合併時にということで、学校施設一般開放管理業務でございます。現在は富合町は管理人さんは置いておられません。合併された場合には合併時に管理人さんを配置するという事でございます。11番でございます。PTA連合会他公共的団体でございますが、合併後5年間は現状のままとし継続すると。ただし一本化できる団体については、随時調整を図っていくという事でございます。12番でございます。PTA連合会等への補助金でございますが、合併後5年間は現状のままとする。ただし、統合が成立した段階で、補助金は廃止するという事でございます。それから少人数学級ということでございますが、新市の事業として継続をするという事でございます。これは、熊本市の方に合わせていただくという話になるものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第40号につきまして何か御意見・御質問等があればお願いいたします。特にありませんでしょうか。それでは、ないようでございますなら、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その3）」につきまして原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

それでは、原案のとおり承認ということでき取り扱わせていただきます。続きまして協議第42号「その他の事業の取扱いについて（その2）」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

前回提案分の最後でございます。125頁でございます。その他の事業の取扱いのうち、下記の熊本市のみの事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合するということでございます。現在は区長制度ということで、5年間、合併特例区の区長制度ということがございまして、それが終わりましたら町内自治活動支援事業、地域コミュニティセンター運営・建設事業につきましては熊本市の例により統合するということでございます。それから、2番目でございます。行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討するというので、今後検討させていただきたいということで、現在マイク施設の修理に10万円以上かかるものについてでございますが、4割補助を富合町は出しておられると。このことについて、5年間は継続をしていくということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、御説明のありました協議第42号につきまして何か御意見・御質問等ありますならお願いいたします。ありませんでしょうか。それでは、協議第42号につきまして原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

それでは、原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議2の今回提案分に入らせていただきます。今回提案の協議第7号から協議第18号までの8協議項目につきまして、最初の協議になりますので委員の皆様にご説明をいたしまして次回の第7回協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今回提案分について御説明をいたします。133頁をご覧ください。協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は、従前のまま存続する2つの農業委員会を置く。平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編するというものでございます。説明の為に137頁をご覧ください。農業委員会等に関する法律が左の方にございます。この3条2項に区域が著しく大きい市町村又は区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものということになっております。市町村長にあつては、2以上に分けて農業委員会を置くことができると書いてございます。右下の方でございますが、その施行令には24,000ha、農地面積が7,000haを超えた市町村となっております。左上の方、両市町村をあわせると、市町域面積が28,037ha、農地面積の方が7,449haということでございまして基準を超えているということでございます。右の34条の2項によりまして、市町村の境界変更が行われる場合においてと書いてございます。その場合は、従前の区域に農業委員会の区域として農業委員会が置かれる場合は従前の農業委員会を存続することができる。そして農業委員会の委員、職員は、そのまま委員、職員となるものとするという規定がございまして、この規定によるものでございます。136頁の黒枠をつけたところが、それをまとめたものでございます。

135頁に戻っていただいて、現在熊本市の委員さん、富合町の委員さんそれぞれ47名、22名いらっしゃいます。そのまま23年7月の改選時まで、現在のままの形で存続されるということでございます。これにつきましては、先ほどの議員専門部会の報告事項となっております。両市町の農業委員会の合意を得た案でございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました、協議第7号につきまして御質問・御意見等ございませんでしょうか。

松永委員さん

松永委員

松永です。冒頭ですすね、専門部会の報告ということでなされましたけれども、専門部会で農業委員の問題に関しては、要するに熊本市の先生方におかれましては、非常に心配されているんなアドバイスをいただいたんですが、富合町の農業委員会としてはですね、専門部会が7月の20日にありましたので、その後7月の25日に富合町の農業委員会が開かれるということで、一番私達が懸念していたのは、要するに調整案の中で平成23年7月の熊本市の農業委員会の改選時に見直し再選するというので、せっかく当初はですね法律施行令によって2つの農業委員会が設けられると。先ほども都市計画の問題で市街化調整区域、市街化区域という形の中で関連していく問題でありますので、特に農業委員の方々には、できるだけそういった形の中で残っていただければという思いの中で、再度そのへんを再確認をしていただけないだろうかというふうな意味で7月の25日でその内容によって合意があればということであったんで、そのへんの合意の中身をですね、富合町の担当課の方にちょっと質問したいんですけど。お願いしたいと思います。

会長

富合町さんの方からようございますか。

事務局 富合町農業委員会事務局

富合町農業委員会の事務局長の佐藤です。今、松永委員さんが言われましたように、今月25日に富合町の農業委員会を開催いたしまして、その席上ですすね、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて議案として提出しまして承認という形になったわけです。その農業委員会の中でどういう意見が出たかということで、ちょっと私の方で申してみますと、一応ですすね23年7月の熊本市の農業委員会の改選時に見直し再編するというのでいいでしょう。ただ、事務局の方からはですね、23年7月の改選時に見直し再編するという事は、熊本市農業委員会として一本化するという案もありますし、富合町だけの農業委員会ということではなくて、熊本市全体で2つの農業委員会を持つといいですか、そういう再編の仕方もありますし、現時点ではどうするというのははっきりお互い事務局の方の協議の方では、そこまでは決めておりませんと。私の感じとしては熊本市農業委員会は将来は一本化という案が強いと思いますが、結局選挙区という形をとって農業委員さんの定数40名と決まっておりますので、一本化した場合には熊本市の農業委員会さんですね、この選挙区の中から人数を減らして富合町の農業委員さんを設けるということになりますので、そういうことについては7月の改選時に、それまでに見直すということになりました。結局は富合町は7月の25日の農業

委員会では、富合町の農家の方がですね、いろいろと手続きをするということについて、現状よりも手続きが悪くなるといいますか、面倒になるというかそういうことにはしないで下さいという意見が出ました。そして、農業委員会の方で議案として承認を受けました。以上でございます。

松永委員

農業委員さんの方々からですね、ちょっとお話聞いたのは、ようするに熊本市農業委員の方は今年の7月20日に改選、富合町の方は18年の10月1日に改選で、富合町の方は3年間の任期があると。その後また改選があったときに、1年間半ぐらいですかね、その方々が熊本市の農業委員さん達と再編、検討されると。その中で熊本市の担当課にお聞きしたいんですが、ようするにうちの担当課から言いましたように、この段階では政令指定都市にあくまでもなっているという条件であると思います。その中でそういうことであれば、その話合いの中で区域割りで定数の中で、何人という形の中での話し合いとか、2つ以上を設けるとか、そういったのも全て含めた中での再編するという事でよろしいのでしょうか。確認をしたいのですが。

会長

広域の方からよろしいですか。

事務局

広域の方から答えさせていただきます。協議の内容ということは農業委員会の方でやったわけですが、この調整方針ですね、先ほどおっしゃったとおり、その時点では私どもの期待というか希望といたしましては、政令指定都市になっているということございまして、そうなりますとそれまでにいくつか合併があるだろうと。そうすると、その合併対象市町村の農業委員会はどのようにしていくかという問題は当然あると。当然政令市になった場合かなり複数の農業委員会ができていくという可能性もあると。それをどうやっていくのかというのはその時点の農業委員会さん達で、まずはお話いただくことになるんだろうなという意味でございます。

会長

ようございますか。

松永委員

了承の意思表示有り。

会長

他、何か御確認いただきたい事項があればお願いいたします。
どうぞ。

森委員（代理：下田様）

委員の下田でございますけれども、富合町の方から御意見がございましたけれども、熊本市の農業委員といたしましてもこの前25日の総会におきまして調整会議の中で出ました問題につきましては承認をされております。ただ、先ほど言われましたように政令都市になったときはどうするかという話ではなくてですね、一応、熊本市の農業委員会の中ではですね、この23年の7月に合併をするという形でそこまでの話ではなかったかと思えます。政令都市になったときはどうするかということを総会には議案として出ませんでしたので、お知らせいたしたいと思えます。

会長

説明をした広域の方からありませんか。

事務局

あくまでも、事務局の考えということでございますが、確かにまだ政令指定都市の議論は農業委員会の中ではされておられません。ただ、今後どういうふうに合併していくかという話まで議論はされておられません、当然その話が起きるということでございます。従いまして、この調整方針の中の再編という話はいろんな意味を含むといえますか、私どもが考えているのはそういう意味での再編ということがあるということでございます。

会長

ようございますか。

森委員（代理：下田様）

了承の意思表示有り。

会長

どうぞ、他にございますならお願いいたします。ございませんでしょうか。ないよう
でございますなら、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

それでは、続きまして協議第27号「消防防災の取扱いについて（その2）」について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

139頁をご覧ください。協議第27号「消防防災の取扱いについて（その2）」でございます。1、消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。2、防災無線の取扱いについては、合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用するものでございます。個票をご覧ください。141頁でございますが、消防補助金等につきましては、富合町におきましては現在消防施設、及び消防用具の購入等の整備につきましては行政区に対する補助金を交付されております。22の行政区でございますが、熊本市におきましては、地元財産分の10万円以下の補助というものはございますが、基本的には市の行政財産として直接執行をいたしております。そういう熊本市の直接執行形式の方に統合するというものでございます。それから次の頁の142頁をご覧ください。防災無線でございますが、これは基本的に現行の無線設備をそのまま継続利用するというものでございます。右の方に富合町移動系の行政無線が記載してございます。これは富合町地域での、連絡事項にそのまま利用していただくということでございます。ただ危機管理防災室との無線連絡につきましては、現在各総合支所との連絡体制として、別個に広域業務用無線機を活用いたしております。それを同様に配備いたしまして、連絡調整を行うということでございます。広域業務用無線設備を活用するというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第27号につきまして、御質問・御意見等ございませんでしょうか。

岩永委員さんお願いいたします。

岩永委員

岩永でございます。消防に関して富合の場合は22地区ございますけれども、それぞれ消防班を持っておりますけれども、この件について現行のまま22地区で消防を持つておかれるのか、その見解をお尋ねします。

会長

どうぞ。

事務局 熊本市消防局総務課

消防局の総務課でございます。現在、富合町におけます消防につきましては、御存知のとおり、常備消防と非常備消防というのがございますけれども、常備消防につきましては宇城広域連合の方の消防組合に現在委託されております。それから、非常備消防でございますけれども、消防団でございます。この消防団に関しましては、現在富合町の方でやられております。常備消防につきましては今後、議員専門部会で検討がされると思いますけれども、将来的には非常備の消防団につきましては、現在消防団の方で、検討しておりますけれども、富合町を1つの校区、分団とする形で今後捉えていくと思いますので、今の富合町の消防団の組織が、熊本市の消防団の一部になるという形で引き続き、消防の業務事務については、なされるものと考えております。以上でございます。

会長

ようございますでしょうか。

岩永委員

了承の意思表示有り。

会長

他、ありますならお願いいたします。他ありませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので次の協議項目に移らせていただきます。続きまして協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その3）」について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、145頁をご覧ください。協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて（その3）」でございます。1、保育料については、合併後5年間は現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。2、チャイルドシートの貸出については、富合地域においては、社会福祉協議会の事業として継続する。3、各種福祉制度のうち、社会福祉協議会補助金、ひとり暮らし高齢者訪問事業については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。147頁の個票をご覧ください。保育料でございますが、合併後5年間は現行どおりとし統合するものですが、その保育料につきましては、基本的にその家庭の住民登録地の基準額を適用するものでございます。次の頁148頁の比較表をご覧ください。真ん中の階層区分というところが富合町の表の中にございます。A B C Dと番号も合わせてふってございます。D2のところまでが、AからD2のところにあたります所属階層につきましては、現在熊本市の方が低く保育料がなっております。D3以降D12までの所得層については、熊本市が高くなっております。この階層の家庭数につきましては、毎年変動がございますが、約3分の1と3分の2、1：2ということ

でございます、高所得層の分がD3以降が富合町さんの場合、影響が熊本市の方に合わせていくとなると大きいという事情がございます、現行どおりに5年間しますなら、保育料が高くなる激変緩和を図れるということでこの調整方針ができたところでございます。それから149頁チャイルドシート貸出でございます。これは、富合地域におきまして、社会福祉協議会の事業として継続するものでございます。現在、町で直営でやっておられますが、この後出てまいります、富合校区の社協の方で継続するという調整方針でございます。それから、150頁の社会福祉協議会補助金の制度についてでございます。これは、両市町の合併時に合わせて市の例により統合するものでございます。これは社会福祉協議会も合併することとなります。社会福祉法によりまして1自治体、1社協ということが原則となっております。現在、両市町の社協どうして、協議を重ねておられましてこの統合については合意をされたところでございます。それから一人暮らし高齢者訪問事業につきましては、151頁でございますが、現在富合町では、地域ネットワーク事業の一つとして実施されております。市の例にあわせその後はシルバー人材センターに委託をいたしております。以上でございます。

会長

ただ今の協議第31号につきまして御意見・御質問等ありますならお願いいたします。
原田委員さんお願いいたします。

原田委員

保育園が私立が3園だけとなっておりますが、町立は今までにぜんぜんなかったんでしょうか。

事務局

今はございません。

会長

今はゼロと。

原田委員

働く女性というのは、富合町は少ないんですかね。

事務局

保育園というのは、私立公立を問わずにですね、同じことをやってるということでございますので、私立で必要な児童さんは預かっているというようなことだと思います。

原田委員

今回のときに働く女性がどのくらい、富合町にいらっしゃるか調べていただくと助かります。

会長

働く女性ということで統計があるかどうか。

村崎町長

ほとんどですね、共働きが多いです。パートとかですね。やっぱり今は男一人では生活させられない状態にありますので。

会長

何かデータのようなものは。

村崎町長

データはあつとかな。

会長

次回までにですねどのようなデータがあるのかどうか、調べたいというふうに思います。他にございますならお願いします。ありませんでしょうか。なければ、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その1)」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

153頁をご覧ください。協議第32号でございます。「清掃事業の取扱いについて(その1)」でございます。1、浄化槽保守点検業者の登録手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。2、清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発でございます。155頁をご覧ください。熊本市の更新時に統合するものがございますが、現在の知事登録業者はそのまま熊本市長の登録業者、受けている業者とみなすということでございます。現在のまま引き継ぎまして平成22年の4月1日に改めて

登録を行うものでございます。手数料もそのときに合わせるということでございます。156頁の合併処理浄化槽の整備事業でございます。これは、小型合併処理浄化槽設置費についての助成を両市町で同様な形で若干金額等については違いますが行っておられます。ただ町の方は14年度以降、実際の交付はないという状況でございます。それから、157頁のゴミ減量化及び再生利用の普及・啓発でございますが、これは再資源の回収助成金として古紙・ビン類等では若干熊本市が単価が高くなっておりますので、そういう団体に対しては少し助成金が上がっているということでございます。それ以降の事業につきましては、市のみの事業でございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第32号につきまして御意見・御質問等があればお願いいたします。

岩永委員さん、どうぞ。

岩永委員

岩永でございます。156頁のですね、小型合併処理浄化槽設置費助成について、ここに書いてありますように、富合のですね、平成14年度以降は補助金交付を行っておりません。13年までは補助金があってございました。これは私もよく詳しくは知りませんが、おそらく平成14年から富合町は下水道工事が始まったと思います。こういう助成金も廃止になったというふうに私は思います。そうすると富合の場合は、下水道の普及率が34%あるかないか、そして私たちが住んでいる地区はですね、いろいろ聞いてみますと後10年か15年かかると。それならばですね、合併浄化槽ですか、家を建替えるときか浄化槽が古くなったときは、合併浄化槽の補助金をですね是非考慮していただきたいというようなことで、平成14年から合併浄化槽については補助はついておりませんのでですね、富合町の場合も多く建ってきますので、そういう点についても是非配慮をお願いしたいと思います。

これが富合の場合、合併浄化槽の将来、計画になる地区についても補助の対象になるのかそこをお聞きしたいと思います。

会長

事務局の方からいいですか。

事務局 熊本市浄化対策課

熊本市の浄化対策課と申します。熊本市におきまして合併浄化槽の補助の依頼につきましては、下水道の事業認可区域を経て区域以外の区域について浄化槽の補助を行っているところでございます。富合町さんにお聞きしましたところ、富合町自体が全体計画

の中に入っているということをお聞きしております。例えば事業認可を得ている区域の外側です。まだ事業認可を得てない区域、計画区域といいますかそこら辺りがたぶん浄化槽補助の対象になるのではないかと考えておりますので、その辺りは富合町の町民課さん達と事務の連携をとりながら補助を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

岩永委員

それがですね、4～5年でできるなら辛抱もできますが、うちの方が10年か10年を超すだろうという説明です。そういうところにも富合全体が浄化槽の計画がっておりますので、そういう長期にわたるならば、補助金は適用されるのだろうかとお願ひしたいと思います。

事務局 熊本市浄化対策課

熊本市におきましても、事業認可を得ている区域の中で予定より少し遅れておる区域があるかと思ひますけれども、国・県の補助金の交付要項というのが下水道の事業認可区域を得ている区域外が対象となっておりますので、そういうことで認可区域外を対象としておりますので、御理解をしていただきたいというふうに思っております。

会長

富合町さんの方から何かありますか。今日は、建設課長さんがお見えでないということでございますが。

どうぞ。

事務局 富合町建設課

富合町の建設課ですが、ただ今の質問にありましたように事業認可区域を受けていないところは、岩永委員さんが言われましたように、これにつきましては、説明のとおり合併浄化槽の補助が適用されるかと思ひますので、そのような答えでよろしいでしょうか。

会長

ようございますでしょうか。

岩永委員

了承の意思表示有り。

会長

他にございますならお願いいたします。ありませんですか。それでは、他にないよう
でございますので、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」につつま
して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

159頁をご覧ください。協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4）」
でございます。1、水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成2
1年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整
する。2、農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現状のま
ま継続する。その間、関係機関との調整を図る。3、認定農業者協議会については、合
併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。その後熊本市へ統合
する。4、認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続し、そ
の間、関係機関と調整を図る。その後熊本市の例により統合する。5、営農連絡協議会
については、当分の間、存続するものでございます。161頁をご覧ください。水田農業
推進協議会負担金でございますが、城南町、富合町、JA熊本うきの3者で作られてお
る協議会でございます。右に書いてございますが現在、地域水田農業ビジョンというも
のを策定されております。これは、平成19年度から平成21年度までの3年間、それ
ぞれの市町で作られておまして、これによって進行管理も行われております。そのた
め、21年度までは現状のままといたしまして、その後は調整するものでございます。
それから次の162頁、水田農業推進費でございますが、これも同様の趣旨での調整方
針でございますが、富合町の方では転作を推進しました行政区に事務費交付金を出され
ております。額はこれに書いてあるようなことでございますが、これも同様の対応をし
たいということでございます。それから、163頁、農業用廃プラ類処理対策協議会補
助金でございます。同様に城南町、富合町、JA熊本うきでの協議会でございます。そ
れの補助金でございます。これにつきましては、JAとの関係、城南町との関係もござ
いますので、合併後5年間現状のまま継続いたしまして、その間に今後のことについ
ても検討調整を図っていくというものでございます。それから164頁の認定農業者協議
会でございますが、本田委員さんが会長をなさっていらっしゃいます協議会ございま
すが、これにつきましては同様に5年間現状のままその間、県と調整を図っていくとい
うものでございます。これは、それぞれ研修会、講習会等の開催、合理化の研究等をな
さっております。165頁のその補助金につきましては、現在このような両市町の額と
なっております。熊本市は7地区でそれぞれ10万ぐらいということで出されてござい
ます。5年間の間に継続いたしまして、その後調整検討を行うものでございます。それ
から次の166頁、営農連絡協議会でございます。当分の間存続するというものでござ
います。これも他の例と同様に、JA下北、富合町、城南町の任意の協議会ございま

す。これにつきましては、補助金等もございませんので、任意の協議会としてそれぞれ存続されるということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第34号につきまして、御質問・御意見がありますならお願いいたします。

本田委員さんどうぞ。

本田委員

本田です。自分たちの協議会の内容ですから、ちょっと質問しておかなければならないと思って手を上げました。ちょっと市の方に質問がございます。農業後継者クラブというのが市の方にあるかと思えますけれども、その予算といいますか市の補助金とJAからの補助金の額を教えてくださいたいと思います。

会長

どうぞ。

事務局 熊本市農業政策課担い手推進室

農業政策課担い手推進室でございます。後継者クラブの補助金につきましては、市の方で180万、JAが160万でございます。

本田委員

実は、富合町は御存知のとおり農業が主体の町でして農業後継者クラブもありますし、認定者農業もあります。その中で非常にいろんな面で農業に関しては町として手厚い補助なり支援をいただいております。今度熊本市と合併する中で、私たちが一番気にかかるところは、支援とかのところなんです。今、質問してみましたけれども、農業後継者クラブには市から180万出ておりますね、人数的にはそんなに多くはないと思うんですよ。認定農業者の方は、逆に800名おられるのに70万の補助しか出てないと。後継者クラブの180万というのは私たちも、非常によろしく頑張るとるなという気がいたしますけれども、認定農業者については、このくらいで済むのかなという気がするわけですね。富合町の場合は発足当時35万程ありましたがけれども、あと、非常に財政難で毎年毎年5%区切られて減額になっておりましたけれどもここ2~3年はですね、町長さんが非常にもうちょっと頑張れということでストップをかけられて27万で治まっているんですよ。合併しますと、私たちのところには、ざっと計算しまして市の方から10万補助がきます。その10万で私たちは活動をやっていかなければならないということで私

たちは苦慮しております。ここに5年間はということでございますけれども、基本的な考えとして農業の方はどう考えてらっしゃるのか。5年間で済むんだったらもういらないよという気持ちがあるわけですよ。ずっと継続していってくれるのであれば、助かりますけれども5年間で区切るということはですね、富合町の農業はこれくらいでいいのではないかという考え方しか私たちには上がってこない。農業者の立場から言いますと、合併と同時に私たちは熊本市の方に協議会は統合されてもかまわないわけですよ。ただ、かまわないですけど10万円の助成金で、果たして今までどおりの活動ができるのかなと。もう少し、無理な話かもしれませんが補助金の場合は富合町の方に、あわせていただけないだろうか。非常に身勝手なお願いですけども、代表しておりますので少し強気に言わせていただきたいと考えておりますので、これから先検討していただければと思っております。

会長

認定農業者、協議会に対する補助金につきましては、確かにお話がありましたように本市と富合町さんでは開きがあるわけございまして、後、現在の活動の状況といたしますか、その辺はもう少しそれぞれで精査をする必要があるかというふうに思っております。決して、熊本市が農業に力を入れてないということではございませんので、その辺は次回の協議会までにですね、もう少し事務局の方でその内容の違いについて、詰めさせていただきたい。あるいは方向性につきましてももう少し詰めさせていただきたいと思っておりますが。ということでよろしいですか。

どうぞ、原田委員さん。

原田委員

消費者とした場合は、農業というのはすごく大事と思っているんですが、認定の活動というのはどういうのをしてらっしゃるか私どもには見えませんので、よければどういふふうにやってらっしゃるかいただくと、10万円じゃなくてもいいかなと思うわけですね、やってらっしゃる内容が見えないので、なんとも返答しにくいなと。よければ次回のときでもそういう部分をわかりやすくしていただくといいかと思えます。

本田委員

今、私が知っている範囲でお答えいたします。先ほど言いましたように、認定農業者と担い手関係が2つありますけれども、認定農業者というのが親父さん達で、うちは専門部会を設けておりまして、書いてありますけれども、普通作というのが米・麦です。あと、きゅうりとかメロンとか専門部会に分かれておりまして、専門部会の方で講習会やったり、JAの専門部会と一緒に活動やったり、後、全体的には総会に講師あるいは

大学の先生なんかを呼んで講演会を開いて、その後懇親会をやるという。こういう活動をやっております。後継者クラブの方はですね、中学校の方で合格田というのを設けておまして、12年ぐらいになります。これを設けたのは、最初は減反政策で田んぼが余ったわけですね。そこに子供たちに楽しく米でも作らせれば面白いかなということで始めました。それが今まで12年間続いておるわけですし、もう、町長なんかは、必ず田植えに来ていただいておりますし、餅つきを12月にするわけですが、そのときは町長はいつも来ておられますけれども。あと、非常に面白いのは、うちの学校はALTの先生がおられます。その先生が熊本県内におられるALTの先生をみんな呼んでからですね、それで餅つき大会をして、外国の先生たちは非常に興味を持ちまして、新聞とかテレビとかには全然出ませんけれども、最初から最後まで開会式は英語でしゃべってもらおうと。紹介とか何かは英語でしゃべってもらおうと。そしてみんなで餅つきして、出来上がった餅を六殿宮神社に納めにいくと。食育に関しても、早くから取り組んでおりますので、活動としては、ほとんどよそには負けてない数をやってると思います。ですから、強めに言ったわけですが、

会長

原田委員さん

原田委員

北部町なんかはですね、ああいうところがあるから野菜を買いに行ったりするんですけども、富合町は農業地帯ということですが、市内からしたら全然見えてない部分があるので、やはり、もう少しPRされたりしてこれから自立していかなければならないかなと思いますので、そういう市の消費者と、どうタイアップするかとか、そういう考えとか行政に頼むよりもいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。今度から御検討いただけたらどうかと思います。

会長

さきほどから、いろいろ御意見、どうですか。マイク持たれましたが。

本田委員

今言われたようにですね、消費者へのPRが確かに必要だと思っております。これは、認定農業者がやっておるわけではありませんけれども、JAの方がやっておるんですけども、「さんさんうきっこ」という直売所がありまして、昨年の9月にオープンいたしまして、だいたい1日に4・50万の売り上げがありまして、これがちょうど田迎木原線の延長線上にあるわけですね。あの道路が開通すると市内の方からお客様がだいぶ来るんじゃないかと。アンケートをとってみましても、現在は30代の主婦の皆さんた

ちがだいぶ多いと。市内の方からもだいぶいらっしゃっていると。ですから、もし開通すればもう少し、J Aとタイアップして、皆さんの方にも紹介できるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。いろいろ意見出ておりますが先ほど申しましたように、次回の協議会までにもう少し整理すべき点もあろうかと思っておりますので、次回に加えて説明を事務局の方からお願いしたいというふうに思います。

他ないようでございますなら、次に移りたいと思っておりますがよろしいですか。

岩永委員さんどうぞ。

岩永委員

岩永でございます。162頁のですね、減反推進地区行政区に対して推進費の事務的費用を富合町は交付してありますが、熊本市は該当なしということでございます。富合町は4割以上の減反を毎年しております。そして、他に減反をしてですね、農家についてもですね本当ならば収入減になるわけです。しかし国の政策によってこれを行っております。ですから町の方からもですね、推進費について今まで出されてここに書いてあるように16年、17年、18年と書いてありますが、この件につきまして関係機関と協議をして調整するということについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

会長

よろしいですか。お願いいたします。

事務局 熊本市農業政策課担い手推進室

農業政策課担い手推進室でございます。関係機関と申しますけれども、各集落のほうにこういうお金、推進費ですかね。こういうお金が交付されているということで、ビジョンの期間が21年度までですので、その間にお話をさせていただくということになりますし、その辺のところはまとまればですね、まとまった時点でこの辺のところは熊本市の例に統合させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

岩永委員

熊本市の例によるといいますと、全然ないわけですね。助成というのは。減反して各地域にです。

事務局

今現在は、熊本市にはそういうのはやっておりません。

会長

持ち帰ってから、また次回の協議会までに事務局の方にお尋ねいただければと思います。他、ございますでしょうか。次に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、次に移らさせていただきます。続きまして協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」につきまして、説明をお願いします。

事務局

167頁をご覧ください。協議第37号「都市計画の取扱いについて(その2)」でございます。都市計画の取扱いのうち下記の事業については、合併時に合併特例区の事業として継続する。車両基地建設に伴う受託事業でございます。169頁をご覧ください。車両基地の事業、これは25ha程要るようでございますが、平成17年度から実施をされております18年度までされておまして、19年度継続中ではございます、これ以降21年度までにこういう予定でございます。これにつきましてはちょっと経緯もございまして、当初、鉄道建設の支援機構で実施をされようといまして、農地家屋等の買収、道路水路の付け替え等が必要となってまいりますので、そういう説明会なり交渉がされておりましたが、関係地区の住民の方とトラブル等もございまして、そういった関連の工事ができないという状況も当初はございました。それで平成16年ごろから、富合町の方が地元の説得、調整をされまして、その後町で担当できる工事は町に委託して実施するという方が円滑に事業が進むと支援機構の方も判断をされまして、町に委託をされてこの事業をされてきた経緯がございます。このような経緯を踏まえまして地元住民に安心感を与えまして支援機構との信頼関係を維持しながら円滑に事業を進めていくために、合併特例区の事業として継続をするというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今の協議第37号につきまして、何か御質問・御意見がありますならお願いいたします。

内藤委員さんどうぞ。

内藤委員

内藤でございます。ただ今、御説明ありましたように、この車両基地関連事業の合併特例区の事務の取扱いについてお願いでございますけれども、この九州新幹線車両基地関連事業は基地建設にあたり、当初から当町が建設運輸機構との、それから地域住民との調整を積極的に行っておりまして新幹線車両基地の推進に大きく寄与いたしているものでございます。つきましては、当町が継続をさせていただきまして、合併特例区の手務として行うことが事業の効果的な処理及び円滑な推進に資するものと考えてお願いいたすところでございます。以上でございます。

会長

改めまして、内藤委員さんからその事業の趣旨なりにつきまして御説明があったところでございます。

どうぞ、他に何かありますならお願いいたします。特にございませんでしょうか。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議17号「公共的団体等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

171頁、協議第17号「公共的団体等の取扱いについて」でございます。新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に務める。という方針の下に、これまでも各公共的団体の取扱いにつきましては、それぞれの協議項目で調整を図ってまいったわけでございます。174頁の公共的団体等の一覧表に記載をいたしております。今申し上げました原則をもとにそれぞれの協議会等の団体につきまして統合方針を出しておるところでございます。農業関係につきましては、その例外としての当分の間の継続でありましたり、あるいはPTA等教育関係につきましては、体育協会と文化協会につきましては特例区の事業ということで、その後の分につきましては、その5年間、随時調整を図っていくというような方針を出しております。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして、何か御意見・御質問等ございましたらお願いします。特にありませんでしょうか。それでは、ないようでございますので次の協議項目に移って

もようございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

175頁をご覧ください。協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」でございます。両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとするということでございます。この原則に基づきまして、これまで補助金・交付金等の取扱いを各協議項目で、同様にすでに出ささせていただいたり、提案をいたしておるところでございます。178頁、179頁にその一覧を付けておるところでございます。継続というふうに出ておりますのは、市の単独の補助金でございますので、統合の一形態かと思えます。左側中段のところ、農業関係の補助金、その例外のというような取扱いをしております。

右の方、今、申し上げた合併特例区や5年間での調整等の例外措置もこういう形で入れておるところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第18号につきまして御意見・御質問等ございますならお願いいたします。ようございますでしょうか。ないようでございますので、次に移らせていただいでようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、次に移らせていただきます。これをもちまして協議につきましては、終わらせていただきたいと存じます。

最後になりますが、その他とありますが委員の皆様から何かございませんでしょうか。お知らせや報告、全体を通しましての御意見・御質問なんでも結構でございます。

それでは、まずは長曾我部委員さんの方からお願いします。それから、西村委員さんの方をお願いいたします。

長曾我部委員

この前いただいた資料の件ですね、ちょっとお聞きしたいんですが熊本市・富合町新市基本計画素案をいただきましたですね。これ最後の表、今お持ちでないと思いますけれども、財政計画を見ましてですね、10年計画が載っとるわけです。歳入の方の市税というのがですね、19年度は928億ですか。10年計画で29年度は994億円ということで66億円増えたという格好になるわけですね。市税というのは10年間でこんな増えていくのかなと、びっくりしたわけですがけれども、それについては市の方でいろいろ検討されると思いますけれども、この会議ではですね、富合町の方が合併してこんなに増えていくということなのかどうなのか数字の組み立てなり内容なり、合併協議会に影響してくる問題ですからその点ちょっとお聞きしたいと思ったものですから。

会長

財政計画の市での内訳について、財政課の方からお願いいたします。

事務局 熊本市財政課

財政課です。市税につきまして予測と申しますか、どういうふうに考えているかと申しますと、個人の市民税は19年度の調停額はそのまま考えてございますけれども、法人の方は少し伸びていくのではないかと。現実には3%程度伸びていくのではないかと申しております。又、固定資産税は3年毎の評価替えがありますけれども、そのときはちょっと落ちて少し上がっていくというふうに申しております。あるいは、それから事業所税等は5年間は、かからないようになっておりますので、これは、富合町の方ですがけれども、その後は増えていくというような予測を立てております。

それから、もう1つ徴収率を少し0.1%ずつ伸ばしていくというふうなことを考えております。

会長

そういう根拠と申しますか、基づいての積み上げということですが、長曾我部委員さんどうぞ。

長曾我部委員

10年先がどうなるか予測は難しいと思いますが、人口が減っていくということ、高齢化していること、そういうことは、はっきりしておるわけで、税金に対する考え方は、やはり個人のもは現状のままでいいと考えるのはちょっと理屈にあわないのではないかなと。もっと節税とかですね、税金を減らしていくという前提で考えないとはですね、事業所税が増えて収入が増えるというのは結構なんですけれども、税金の問題が問題になっているところですから、もうちょっとシビアに積み重ねなければいけないのではないかな

いのかなと思っております。これは、お願いでございます。できるだけ税金を安くお願いします。

会長

わかりました。非常に歳入の見通しが難しいところではございますけれども、私どもの市の計画の中で、どちらかという、きつめにですね、といいますのも地方交付税でありますとか、これまで三位一体の改革として進められてまいりまして、国と地方との関係は非常に不透明なところもございますので、できるだけ厳し目に見ようというふうな思いではございますけれども。ただ今の御指摘は、真摯に受け止めさせていただきます参考にしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、西村委員さんの方で手が上がりましたのでどうぞ。

西村委員

富合町の西村でございます。先ほど、継続審議になっておりますけれども、協議第37号の「都市計画の取扱いについて（その1）」でございますが、市街化調整区域の分が先ほど、発言されておりましたけれども、これに直接関係するのは、県にあると思うわけですね。だから、県の担当の方もですね、ここの場にお呼びして、詳細にお尋ねするというのはいかがだろうか。御提案したいと思います。以上です。

会長

事務局の方は何か答えありますか。

事務局

だいたい、私どもの方でほとんどお答えできると思いますが、直接県から聞きたいということであれば、県の方に御相談を申し上げてみようかと思っております。だいたい私どもの方でほとんどお答えできるというふうに思っております。

会長

次の協議会までにですね、それぞれいろんなお考えをお聞かせいただきます中で、必要であればそういうことも考えたいと思っております。いずれにしても、それまでに協議会までの段階でいろいろと疑問点等を事務局に投げただけであればと思っております。それも一つの手法として考えております。ということでよろございますでしょうか。

他、ございますか。その他ということで。他ございませんでしょうか。

それでは、事務局の方から何か報告とかありますか。

事務局

特にございません。

会長

それでは、ないようでございますので、これをもちまして議事を終了としたいというふうに思います。委員の皆様には長時間にわたりまして、議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

閉会挨拶

村崎 秀 富合町長

大変、長時間に渡りお疲れ様でした。第6回目の熊本市・富合町合併協議会が皆さん方の御協力でスムーズに終わります。いろいろ富合町から問題が出てまいりましたが、協議会の委員さんが申し上げられましたことは富合町内の中で、大きい町に合併していくのに、いろいろな不安を持っております。そういうことを十分、熊本市の委員さん又は事務の方々も御検討していただきたいと思っておりますのでございます。私たちも町民の皆さん方にもそれぞれの立場から説明をしておきますが、都市計画の問題あたりが一番、政令都市になったらどうなるのかとか、農業問題、補助金の問題、そういうようなこともですね、いろいろございますので、どうぞ熊本市の委員さん、また、執行部の皆さん方にも、温かい御理解を今まで承っておりますけれども、より一層ですねお願いをしたいと思います。長時間に渡りまして慎重審議いただきました第6回目のいろいろな話が詰まってまいりましたので今後又、1～2回開かれると思っておりますので皆さん方とともに検討しながら素晴らしい合併ができることを念じておりますのでよろしくをお願いします。大変御苦勞でございました。

司会

ありがとうございました。これをもちまして、第6回熊本市・富合町合併協議会を閉会いたします。

午後4時50分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 7月30日

署名委員 岩永則勝

署名委員 原田みづ子